

規制改革会議  
貿易タスク・フォース

平成19年11月20日  
農林水産省提出資料

1. 現状の執務状況について

- (1) 成田空港における植物防疫、動物検疫の各施設における、曜日別（年間平均）時間帯別（1 H単位）の検査件数についてご教示願いたい。
- (3) 成田空港における植物防疫、動物検疫の各検査における平均所要時間（燻蒸なしのケース）についてご教示願いたい。

(回答)

**【植物防疫】**

- (1) 植物防疫所における曜日別の1日あたりの検査件数（平成18年の年間平均）は以下のとおりです。（件数の小数点以下四捨五入）

月曜日：1,346件  
火曜日：857件  
水曜日：1,010件  
木曜日：797件  
金曜日：487件  
土曜日：381件  
日曜日：673件

時間帯別の検査件数については、記録がありません。

- (3) 検査における平均所要時間に関する記録はありません。

**【動物検疫】**

- (1) 動物検疫所成田支所貨物合庁における平成18年の輸入畜産物の曜日別検査件数（年間平均）は、以下のとおりです。（件数の小数点以下四捨五入）

月曜日：135件  
火曜日：84件  
水曜日：83件  
木曜日：103件  
金曜日：74件  
土曜日：33件  
日曜日：67件

なお、時間帯別の検査件数に関する記録はありません。

- (3) 検査における平均所要時間に関する記録はありません。  
(品目や仕出国により、必要な書類及び現物検査が異なるため。)

3. 植物防疫、動物検疫について

- (1) 成田空港における植物防疫、動物検疫それぞれの現在の執務時間と、それが設定された年代、及び執務時間設定の根拠についてご教示願いたい。
- (2) 植物防疫の執務時間と比較し、動物検疫の執務時間が短い、植物防疫並みの執務時間を設定していない理由は何か。

(回答)

**【植物防疫】**

(1) 成田空港の航空貨物検査場の開庁時間は 6:00～翌 2:00 としています。このため植物防疫官の執務時間は 5:30～翌 2:30 としています。現行の時間設定は平成 8 年 10 月から行っています。

また、平成 17 年 10 月からは南部検査場への植物防疫官の常駐体制をとりましたが、開庁時間を 8:45～20:30 としています。このため南部検査場における執務時間は 8:30～21:00 としております。

これらの時間設定は、輸出入検査需要を考慮して決定しました。

なお、事前に要望があれば、開庁時間外の検査対応を行うこととしております。

**【動物検疫】**

(1) 動物検疫所成田支所貨物合庁では、輸出入検査の需要にあわせ、平成 12 年 11 月から、平日 8:30～21:00、土日 8:30～19:00 に家畜防疫官を常駐させる体制としています。

また、南部検査場において検査申請があった場合、貨物合庁に常駐している家畜防疫官が対応しています。

(2) 動物検疫所成田支所貨物合庁における家畜防疫官の常駐時間は、輸出入検査の需要にあわせ、効率的な人員配置を行うよう設定しているものです。なお、畜産物については、野菜や青果物等と異なり、冷凍または冷蔵で輸入されており、空港内の保冷施設等の利用により、品質への影響はそれほど大きくないと考えます。このため、常駐時間以外の夜間は検査件数が非常に少ないことから(平成 19 年 4～10 月の常駐時間外の輸入畜産物検査は 0 件)家畜防疫官の配置は行っていませんが、検査申請があった場合には、旅客ターミナルに常駐している家畜防疫官が対応できる体制となっています。

5. 執務時間の24H365日化について

成田空港における植物防疫、動物検疫の各施設の執務時間24H365日化へ向け、課題があるとすればそれは何か。またその解決には何が必要と考えるか。忌憚のないご意見を伺いたい。

(回答)

**【植物防疫】**

現在の体制は、執務時間における検査件数(実際の需要)に応じたものであるため、24時間化及び輸出入検査申請数の増加に対応するためには、植物防疫官の増員や施設の拡充等の措置を講じる必要があります。

**【動物検疫】**

現在の体制は、執務時間における検査件数(実際の需要)に応じたものであるため、24時間化及び輸出入検査申請数の増加に対応するためには、家畜防疫官の増員や施設の拡充等の措置を講じる必要があります。